

別紙様式 1

法令適用事前確認手続 照会書

令和 8 年 6 月 30 日

出入国在留管理庁参事官室長 殿

照会者名

住所

下記について照会します。

なお、照会及び回答内容（下記 6 において照会者名の公表を希望する場合は、照会者名を含む。）が公表されることに同意します。

記

1 法令名及び条項

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条第 2 項

特定活動（法務大臣が指定する活動）の在留資格をもって在留する外国人が、指定書に記載された活動（「本邦の公私の機関に雇用されて行う報酬を受ける活動」）の範囲外となる契約形態（請負・準委任）により報酬を受けて稼働する行為が、同項に基づく資格外活動の個別許可を要する「在留資格に基づいて行うことができる活動以外の活動」に該当するか否か。

2 実現しようとする自己の事業活動に係る個別具体的な行為

照会者 A は、B 社へ運送業務を業務委託している。B 社は、運送業務の遂行にあたり、個人事業主である外国籍 C（在留資格：特定活動）との間で、再委託契約（請負契約または準委任契約）を締結している。

外国籍 C が保有する「特定活動」の指定書には、活動内容として「国籍の属する国又は常居所を有していた国において生じた特別な事情により当分の間本邦に在留する者が本邦の公私の機関に雇用されて行う報酬を受ける活動」と記載されている。

本件における外国籍 C の契約形態は、B 社および照会者 A との間に指揮命令関係が存在せず、独立した個人事業主としての業務受託である。当該契約は、形式・実態ともに適正な業務委託であり、労働基準法上の労働者性（雇用関係）は一切存在しない。

照会者 A が出入国管理課や複数の地方出入国在留管理局へ電話で問い合わせた際には、「資格外活動の個別許可を有している場合には、その許可内容を確認する必要がある」との回答を得た。また、委託先 B 社が地方出入国在留管理局に問い合わせた際には「業務委託も可

能である」との回答を得ている。

しかしながら、個別許可の具体的な要件・手続き・業務委託への適用範囲については明確な回答が得られておらず、コンプライアンス遵守および不法就労助長罪(入管法第 73 条の 2)の回避にあたり予見可能性が阻害されているため、法務省としての統一的な法令解釈の確認を求めるものである。

3 上記 1 の法令(条項)の適用に対する照会者の見解及びその根拠

【照会者の見解】

本件の業務委託(再委託)による稼働は、入管法第 19 条第 2 項に基づく個別許可を要すると考える。また、個別許可の内容が業務委託(請負・準委任)による運送業務を対象として認められる場合には、当該許可の範囲内で適法に稼働できると解する。

【理由】

指定書に記載された活動は「雇用されて行う報酬を受ける活動」であり、「雇用」とは民法第 623 条に規定する雇用契約を指すと解される。業務委託(請負・準委任)は民法第 632 条・第 656 条に基づく独立した契約形態であり、「雇用」とは明確に区別される。

したがって、本件のような業務委託による稼働は、指定書に記載された活動の範囲外であり、「在留資格に基づいて行うことができる活動以外の活動」(入管法第 19 条第 2 項)に該当する。よって、当該活動を適法に行うためには、同項に基づく個別許可を取得する必要があると解する。なお、「特定活動」の在留資格は資格外活動の包括許可の対象に含まれないことから、個別許可によるほかないと考える。

5 口頭による回答の可否 否

6 照会者名の公表を希望しません

7 連絡先

(1) 郵便番号

(2) 住所

(3) 照会者名

(4) 電話番号

(5) 電子メールアドレス